

「ピンク・レディー パブリシティ権」事件

【事件の概要】

雑誌中の記事に芸能人の写真を無断で使用したことが、「パブリシティ権」侵害の不法行為に該当しないと判示した事案。

【事件の表示、出典】

最高裁平成 24 年 2 月 2 日判決（平成 21 年（受）第 2056 号事件）

最高裁 HP

【参照条文】

—

【キーワード】

パブリシティ権、不法行為

1. 事実関係

上告人ら（ピンク・レディー）は、週刊誌（約 200 頁）に掲載された「ピンク・レディー de ダイエット」と題する記事（約 3 頁）において、上告人らを被写体とした写真（14 枚）が無断で使用されたとし、パブリシティ権侵害による不法行為に基づく損害賠償を求めた。

2. 争点

パブリシティ権侵害による不法行為の成否

3. 裁判所の判断

人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和 58 年（オ）第 1311 号同 63 年 2 月 16 日第三小法廷判決・民集 42 卷 2 号 27 頁、肖像につき、最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同 44 年 12 月 24 日大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁、最高

裁平成15年(受)第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁各参照)。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利(以下「パブリシティ権」という。)は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

(下線付加)

4. 検討

パブリシティ権は、地裁・高裁レベルにおいて多数の事案において認められ、その侵害に対して損害賠償、差止ないし廃棄請求等が認められている。もっとも、最高裁判決としては、「物」のパブリシティ権を否定したギャロップレーサー事件(最高裁平成16年2月13日 平成13年(受)第866号、867号)があるのみであった。

[ギャロップレーサー事件]

上記各法律の趣旨、目的にかんがみると、競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用権等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。したがって、本件において、差止め又は不法行為の成立を肯定することはできない。

(下線付加)

したがって、本判決は、最高裁判パブリシティ権を正面から取り扱ったという点において重要な意義を有する。そして、最高裁は、パブリシティ権侵害による不法行為の成否を、これまで多数の事案で採用されてきた「専ら」を基準に判断すべきと判示した。

なお、原審（知財高裁平成21年8月27日（平成20年（ネ）第10063号）は、「専ら」を基準として採用することはできないと判示していた（結論は、最高裁と同様、原告の主張を排斥した。）。

他方、被控訴人は、パブリシティ権侵害の判断基準として、「その使用行為の目的、方法及び態様を全体的かつ客観的に考察して、その使用行為が当該芸能人等の顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的とするものであるか否かにより判断すべきである」と主張する。しかしながら、このうち、その使用行為が「専ら」当該芸能人等の顧客吸引力の利用を目的とするか否かによるべきとする点は、出版等につき、顧客吸引力の利用以外の目的がわずかでもあれば、そのほとんどの目的が著名人の氏名・肖像による顧客吸引力を利用しようとするものであったとしても、「専ら」に当たらないとしてパブリシティ権侵害とされることがないという意味のものであるとすると、被控訴人の主張もまた、一面的に過ぎ、採用し得ないというべきである。

（そして、原審は、総合考慮により判断すべきと判示していた。）

著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって、その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはその入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきものといえることができる。

（下線付加）

ところで、顧客誘引力を有しない者の肖像が雑誌等に掲載された場合は、パブリシティ権（顧客吸引力を排他的に利用する権利）による保護の対象にはならない。

この場合には、「自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益」を主張することになるが、「社会生活上受忍の限度を超える」か否か基準として、不法行為法上違法であるか否かを判断することとなる（最高裁平成17年11月10日 平成15年（受）第281号）。

【要旨1】人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12

月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照)。もともと、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。

(下線付加)

(弁護士 井上 義隆)